



長野県報

3月30日(土)
平成25年
(2013年)
号外

目次

条例

長野県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 地方税法の一部改正等に伴い、次のように改正しました。

(1) 不動産取得税

次の減額措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長しました。

- ア 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る税額の減額措置
- イ 特例適用サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

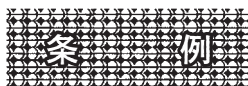
(2) 狩猟税

市町村長により任命された対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る税率の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長しました。

(3) 課税免除

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用期限を平成27年3月31日まで延長しました。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。



附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

税務課

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第26号

長野県税条例の一部を改正する条例

長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第144条第1項の表の過疎地域の項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第16条第1項及び第3項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の2中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。